

規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月二十日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則一三一六四

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県人事委員会規則一三一八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三第五項中「第五号」を「第六号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。